平成２７年（フ）第６２号
北海道小樽市山田町７番６号、前住所北海道北見市北３条西６丁目６番地１　フタバハイツ201号
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３８０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山１丁目５番43号
債務者　泉　　令子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
宮城県加美郡加美町小泉字町屋敷64番地、従前の住所宮城県大崎市古川穂波７丁目８番22号　ホナミ21雅202号
債務者　三浦　寛貴
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
秋田県大館市東台１丁目２番47号、前住所秋田県大館市川口字横岩岱46番地（借入時住所）
秋田県大館市字古川町39番地
債務者　工藤　　勉
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３２号
栃木県那須塩原市東三島３丁目58番地４　畑中団地２号、前住所栃木県那須塩原市下永田５丁目1326番地８　キグナスハイム101号
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１１９号
新潟市東区下場本町１番15号
債務者　杉本しのぶ
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０４号
新潟市中央区上近江１丁目３番48号　ウェリナⅡ－104、住民票上の住所新潟県村上市大津562番地７
債務者　志村　美雪
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１７号
新潟市西蒲区升潟4947番地
債務者　渡邉　広美
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２１号
新潟県五泉市水島町５番12号
債務者　藤崎　美江
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２６号
新潟市西区寺尾西２丁目９番12号
債務者　小澤　英穂
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
山梨県甲府市山宮町3368番地59
債務者　佐々木紀子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1271番地　県営青柳団地２－304、前住所山梨県南アルプス市飯野3385番地１　ビエントＢ103
債務者　小野　則雄（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
山梨県甲斐市島上条1390番地１　石川ハイツ102号室
債務者　塚越　美紀（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
長野市川中島町御厨1951番地７　富士荘西棟２号館Ｄ－４号室
債務者　岡村　英明
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
長野県茅野市本町西５番34号　石田アパート東上、前住所長野県茅野市ちの243番地１　レオパレスリブレ201号
債務者　丸山　永時
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第５５５号
東京都八王子市子安町１丁目４番11号グルックハイム202号
債務者　表　　賢
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６６号
東京都小金井市本町１丁目20番７号ルレ小金井103
債務者　井野　　忍
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部